

「神奈川県耐震改修促進計画（改定素案）」に関する 提出意見及びこれに対する県の考え方

○意見募集期間 令和7年12月18日（木）から令和8年1月16日（金）

○意見募集の結果 意見件数8件（4名）

○意見内容の概要

意見の分類		延べ件数
(1)	計画改定の目的や背景等に関すること	0
(2)	耐震化の目標に関すること	2
(3)	耐震化を促進するための施策に関すること	3
(4)	その他	3
合 計		8

○県の考え方の概要

反映区分		延べ件数
A	改定案に反映した意見	1
B	既に反映している意見	0
C	今後の参考とする意見	1
D	反映できない意見	1
E	その他（質問、感想等）	5
合 計		8

番号	意見分類	ご意見（要旨）	反映区分	県の考え方
1	(2)	基本方針では耐震化率から解消率に指標を変えたということですが、解消率に変えることにしたのは何故ですか。	E	令和7年7月に改正された国の基本方針では、耐震診断が義務付けられた建築物に対して、除却や建替えられた建築物も含めて耐震性が不十分な建築物が、どの程度解消されたかを評価する解消率の考え方が示されたことから、本県においても解消率を採用しました。
2	(4)	屋根瓦の耐震対策は文章の流れが悪く、内容が分かりにくいので分かりやすいように修正した方が良いと思う。	A	いただいたご意見を反映し、記載内容を修正します。
3	(4)	耐震診断義務付け路線を新たに指定するとのことですが、自分の家が対象になっているのかはしたら分かるのでしょうか？	E	耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等の方には、計画改定後、通知をお送りします。
4	(3)	もしも対象になった場合、耐震診断を義務付けたのは県なので、診断費用は県が出してくれるのでしょうか？	E	県が耐震診断を義務付けた沿道建築物の耐震診断に要する費用については、補助の限度額はありますが、その範囲内で県が全額補助をします。

番号	意見 分類	ご意見（要旨）	反映 区分	県の考え方
5	(3)	旧耐震基準の建物は既に建築されて随分経っていて、木造住宅などは耐震改修するよりも、除却したり建替えたりする方が現実的だと思うので、そちらに力を入れていく方が良いと思います。	C	耐震性が不十分な木造住宅を解消していくため、除却や建替えを行うことは有効と考えています。いただいたご意見を参考とさせていただきます。
6	(2)	最近日本のあちこちで大きな地震が発生しているので心配で、住宅の耐震化を進めることは大事だと思います。令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する目標としているので、積極的に進めてもらうことを期待しています。	E	住宅の耐震化を進めるため、本計画の取組を着実に進めていきます。
7	(4)	この間の能登半島地震では新耐震基準といっても2000年までに建てられた木造建築物で大きな被害を受けたものがあるんですね、知りませんでした。我が家も必ずしも安全じゃないなと思いました。	E	住宅の耐震化を進めるため、本計画の取組を着実に進めていきます。
8	(3)	建物を耐震化することは重要だとは思いますが、住宅などの個人所有物に補助しなくても良いのではないですか。まずは所有者の責任で取り組むべきだと考えます。	D	大規模地震による直接死を防ぎ、災害関連死も回避するため住宅の耐震性を確保することは重要であることから、住宅等の耐震診断等に補助を行う市町村の取組に対して、県が支援を行うことにより、住宅の耐震化を促進していきます。